

第12章 管理運営

1. 大学・学部の管理運営

(教授会) ★160,161,162

本学は4学部で構成されているが、それぞれの学部意思決定の主体は各学部の教授会である。それぞれの教授会は学生の身分に関する事項、教育課程や成績評価に関する事項、入学判定に関する事項、教員の身分に関する事項、学部の運営に関する事項などの諸事項を決定している。これらの各学部教授会の運営は、それぞれの教授会規程に基づいてなされている。各学部の規程は基本的に各部の自治権を尊重して独自に制定されているが、各学部間の不合理なずれを生じないように、大学評議会や全学委員会を通して調整を図っている。なお、教員の任用、資格、学部長選出等に関しては、教授会決定後直ちに学長を経由して理事会に上程され、承認を得ている。

各教授会は規程に基づいて専任講師以上の全ての教員が参加して民主的に運営されており、学部の意思決定機関として十分に機能しその役割を適切に果たしていると評価できる。とりわけ、現在検討されている教員の任用・昇任に関わる資格審査規程においては、この審議が学部教員全員によって行われることとなっており、以降の理事会審議を経るものとはいえ、教授会権限の基本を保証する重要な意味をもつものと考えられる。

各学部教授会規程は学部長の選出および教授会運営に関して明確に規定しており、学部長は各学科の主任、教務・入試・学生生活の各委員長等と協力して学部を運営している。したがって、組織上も学部教授会はそれぞれの役割を適切に分担するとともに、学部長はこれを統括する機能をもっている。学部長は学部運営にあたって学科主任や各委員長との意見交換に基づいて主導的に教授会運営方針を決定するものの、もちろん学部教授会規程には合意形成方法に関する明確な規定されており、学部長が独善に陥ったり、学部構成員の総意に基づかない学部運営がなされたりする事態はなく、これらの相互の関係は健全かつ適切なものである。

本学は全学的な意思決定機関として、独特の組織である全学教員が一堂に会する合同教授会を持っている。この組織では全学が関わりをもつ規程類の制定・改廃、全学が関わる組織の役職者の選出を行っている。この会議は定例を年間2回（必要があれば、学長又は評議会の決定に基づいて臨時を随時）開催している。一方、日常的な活動に関する全学的決定や報告・連絡を行うために、毎月大学評議会が開かれている。評議会には、学長、各学部長、各研究科長、全学役職者、各学部から選出された2名ずつの評議員、および大学事務部長、事務部次長が参加する。合同教授会と大学評議会の機能的分担はそれぞれの規程によって定められており、また、各学部独自に決定すべき課題に関しては、調整はするとしてもそれを審議することは行わない。一方、合同教授会に関しては言うまでもないが、評議会の議事録は学内情報ネットワークを経由して公開されるとともに、各学部において

も審議内容を報告することを義務づけており、全学審議機関と各教員との連携は適切に行われている。

(学長、学部長の権限と選任手続き) ★163,164,165,166,167,168

学長の専任手続きは、学長選考規程および学長選考実施細則に規定されているとおりに実施されている。学長選考規程については、1991年以降、合同教授会で時代の変化に対応した規程へと改める努力がなされ、1994年に最終的にこの規程として取りまとめられたものである。しかし、なおこの規程の在り方について、とりわけ学長の基本的な資質の1つとしてキリスト者であることの可否については現在に至るまで継続的に検討されつづけている。この問題は本学の建学の精神とも関わる重要な課題であり、問題を風化させることなく常に検討し続けることができるように規程上も定めている。このように本学の姿勢の根幹に関わる問題に対しても自由に発議し検討することができることを保証する姿勢は、本学が構成員の総意を汲み取りつつ意思決定をしていく方針の現われとして評価できるものである。

本規程においては学外を含めて大学構成員からの複数の候補者を推薦し、その中から全教員および課長以上の事務職員による選挙をへて、合同教授会で選挙結果の承認を行う。この候補者は理事会の承認をうけて最終的に決定される。

一方、各学部長候補者の選出は、各学部教授会においてそれぞれの学部長候補者選挙に関する規程に基づいて実施される。学部ごとに多少の違いはあるものの、各学部とも学部内の教授の中から選挙し、候補者の決定に至る。この候補者は理事会の承認をうけて最終的に決定される。いずれの学部においても、学部長の選考過程はきわめて民主的に行われており、方法は適切・妥当といえる。

学長の権限を文面上規定するものはないが、合同教授会規程、大学評議会規程、学部長会規程などにおいて、学長は各会議に対して提案権をもつものの、独断的な決定は行い得ない、あるいは行うことがあればそれを監視できるシステムとなっている。しかしその一方、大学を取り巻く現在のきわめて流動的な状況の中では、場合によっては学長が主導的かつ速やかに提案し、実行することが求められる場面もしばしば存在する。そのような状況に対応するために、合同教授会の合意に基づいて1992年から学長補佐制度を制定し、2名の学長補佐と大学事務部長とが学長と緊密に連携して、日常的に課題の整理や検討を重ねることができる体制を整えた。これによって、意思決定の停滞を避けることができることはもちろんのこと、学長権限の行使が適切にまた遅滞なく実施される体制となった。

このような体制を背景に、学長は合同教授会および大学評議会において議長として審議をすすめるとともに、多くの提案を行っている。しかし、これらの提案はその検討を学長補佐機関自身で行おうとするものではなく、適切な部局に検討を依頼し具体化を求めるものであり、審議機関での合意に基づいて、各部局は具体的な提案をまとめることとなる。このような権限の委譲体制の中、学長と各部局との連携はスムーズに行われるとともに、依頼された課題の検討は各部局で主体的に行われている。

次に、各学部における審議に関してであるが、学部長の権限についても学長同様文面上規定するものはない。しかし、各学部教授会規程において学部教授会の運営手続きが規定されており、学部教授会に対して主導的な役割は演じるものの、学部内の各委員長および学科主任との協力関係を基礎とする運営において、独断による混乱が起こることはない。また、他の学部との調整を要するような事態が発生した場合においては、学部長会における全学的な視野にもとづく合意のもとに、各学部長が学部構成員への説明にあたるなど、権限の行使は適切になされている。

学長補佐制度は、本学においては学長選考規程の改訂とあわせて議論され、1992年から発足した。規程では学長補佐は学長のスタッフとしての機能を持ち、学長がしかるべき決定をするにあたって、情報収集や各種学長提案の素案の作成などを行っている。学長を補佐するメンバーとしてはこの補佐2名に加えて大学事務部長が加わり、原則として週1回の連絡会議を開催している。本学は1990年代以降、2学部・1研究科の設置を含む種々の改革を実施してきたが、このような大きな変革期において、組織横断的な機能と迅速な対応を可能にする本組織は十分な活動を行い、体制の充実、実際の活動ともに評価できるものである。

このような体制に関しては、2002年度から実施した事務体制の改革とあいまって、今後さらに機動性のある体制の確立をめざすべく、現在検討を開始している。具体的には学長室に種々の問題が集約され全体の状況把握が確実にできるようになった反面、業務があまりにも学長室に集中し、学長室メンバーにとって過大な負荷がかかる傾向がみられる点である。すなわち、的確な状況把握とその問題解決のための実行機関との分業・連携体制の見なおしが必要であると思われる。

本学はキリスト教を基盤として建てられた大学であり、学長の条件としてキリスト者であることとして、本学の特徴を示している。しかし、上述のように今後ともこの姿勢を持ちつづけるか否かについては議論を継続しているところである。本学では学長の任期を最大限8年間に定めており、同一人の長期在任にともなう弊害を防いでいる。また、学長選挙に投票権をもつ構成員からは誰でも候補者を推薦することが可能であり、学外を含めて高い識見を有する多様な候補者を選ぶことができるよう保証されており、その中で個性的な学長の選任も可能となっている。

(意思決定) ★169

本学の意思決定機関としては、各学部における意思決定機関としての学部教授会（定例が月1回）、各学部間の情報交換を目的とする学部長会（月1回）、各学部と全学的組織との連携を図ることおよびその運営や決定を行う大学評議会（月1回）、および全学教員が参加する合同教授会（定例が年2回）があり、すべてについてその機能分担を含めて明確に規定されている。合同教授会は本学独自の組織であり、本学が4年制大学と短期大学が併設されていたという歴史的な経緯もあって、2002年度の4学部体制への移行にともなってその在り方が検討された。結論的には、本学のような全学教員数が130名程度という

全学教員が一堂に会することが可能な大学においては、大学全体の動きを全員参加の会議の中で議論・周知するというメリットを活用すべきであるとの判断に基づき、全学に関わる規程の制定および改廃審議、全学役職者の選挙、報告・連絡等の内容を中心に年2回の定例会議を行っている。

これらの意思決定機関の在り方とそのプロセスについては、新たな4学部体制への移行に伴って改編したものはあるが、今後とも恒常的に見なおしをする必要があると考えている。しかし、現時点ではおおむね適切に機能しているものと評価できる。

(協議会、「大学協議会」などの全学的審議機関) ★170

本学における全学的審議機関には、合同教授会と大学評議会があり、その機能分担、権限等については、それぞれの規程に明記されている。全学に関わる諸規程には全て改廃に関する条文が載せられているが、原則として、各部局の位置づけやそれを運営する委員会に関する規程については合同教授会で、それらの規程のもとで詳細を定める規程に関しては大学評議会において審議されるよう規定されている。これらの機能分担等については、2002年4月の本学の体制改変にあたって再整備されより明確化、適切なものとなった。しかし、今後この行使の適切性については常に検証していく必要がある。

(予算執行) ★171

本学の教育研究用の各種予算の配分は、前年度実績を基礎に全学の合意にもとづく配分基準によって、各学部、部局に配分予定額が決定される。教育研究に関わる設備等の経費については、基本部分を決められた方法に基づいて公平配分するとともに、残り部分を各個人からの申請による競争的配分にあてている。このための審査は、学部長を委員とする審査委員会において厳正に行っている。

各学部配分される予定の経費については、各学部内で予算委員会等による各学科の合意に基づいた基準によって配分額を決定した上で、前年度の定められた時期に予算申請を行い、予算委員会における確認を行った上で決定される。これらの申請品目は当該年度に事務局から一括して発注され、予算が執行される。予算執行にあたってはすべて学部長の決済を経由し不適切な使用がないことを確認している。

なお、各個人の研究分野(文科系、理科系)に応じて配分される個人研究費については、基本的には個人の裁量によって様々な目的に使用されるが、これらの費用の経理は一括して各学部の事務室において行われており、支払いには学部長の決済が必要であるので、不明朗、不適切な経費の使用は行われないシステムとなっている。

(教学組織と学校法人理事会との関係) ★172

各学部教授会、合同教授会、大学評議会などで審議決定された結果は、学長を通じて理事会の審議あるいは報告が行われる。理事会では常任理事である学長あるいは大学事務部長がその内容を説明し、理事会における精査の上で最終的な決定がなされる。学校法人の

全ての理事が参加する理事会（通常年に3回実施される）には学部長は陪席し、必要があれば理事長の許可を得て説明等を行うこともできる。また原則として月に2回開催される常任理事会（学内理事が参加）の議題は各学部長のもとに事前に届けられ、理事会の動向が常に把握できる状況となっている。このように、大学の意思は常に法人理事会に反映される体制にある一方、理事会は教学に関わる審議内容を注意深く明確に分離しており、教学組織の意に反する決定や教学への介入などが生じることはない。

（管理運営への学外有識者の関与） ★174

本学院の評議会および理事会には、学外評議員、理事として同窓会代表者、キリスト教会関係者が加わっており、管理運営に関与している。現状でこれら学外有識者の意向は大学にとって有効に機能している。また、教育的な話題が中心とはなるが、在学生の父母によって組織された金城学院大学父母会の役員とは年に2回の定例懇談会を行っており、大学の運営に対しても貴重な助言を得る機会となっている。しかし、大学と社会との関わり的重要性がますます高まる中、恒常的に大学運営に助言をする学外有識者組織を設けるなど、さらに幅広い視野からの提言・助言を得る仕組みの創出はきわめて重要な課題であり、今後の検討が必要であろう。

2. 大学院研究科の管理運営

本学においては、大学院研究科は基礎となる学部教育のさらなる発展を目的に、これまで充実されてきた。大学院研究科は教育研究活動のつながりという視点からは学部の上部に位置するものであるが、本学では学部担当教員の一部が研究科教育にも関与するという形態が継承されてきたために、大学院研究科を構成する教員は原則として、すべて学部教員の併任、または兼担である。このような実情に照らして、大学学則と大学院学則が並列関係となっている現行の状況を改変して、大学学則のもとに大学院が置かれ、その大学院学則を別に定めるという形への変更を現在検討しているところである。

（大学院委員会） ☆132

両研究科の運営を統一的に行うために、学長を長とする、大学院委員会が組織されている。この委員会は、学長の他、両研究科長ならびにそれぞれの研究科から選出された各2名、計7名の委員からなり、学則の変更など、大学院運営の根本に関わる諸問題を取り上げるとともに、両研究科間で調整を必要とする事項についての最終決定を行っている。

（研究科委員会） ☆133,134

文学研究科においては、国文学、英文学、社会学の3専攻にそれぞれ前期課程と後期課程があり、各専攻は前期課程と後期課程を統合した形で機能している。研究科に研究科委

員会を置き、研究科の全般の運営や教学に関する事項を審議する。なお、後期課程の問題については、後期課程担当者のみで研究科委員会により審議する。各専攻には専攻委員会が置かれ、そこでは各専攻の具体的な運営、教学に関する事項が審議される。各専攻から選出された専攻主任と研究科長とによる専攻主任会議において、研究科長の提案する諸問題の是非、各専攻の問題点など、研究科委員会に提案する議題についての調整が行われる。これとは別に、文学研究科には、将来計画委員会、FD委員会、院生論集編集委員会があり、目的に応じた活動を行っている。これら全体を研究科長が統率する形になっており、曖昧な点や不明朗な点を残さない運営が行われている。

人間生活学研究科では、消費者科学、人間発達、人間生活学の各専攻に専攻科委員会を置き、そのつど教学に関する問題について審議し、各専攻からの選出委員と研究科長による専攻主任会議により研究科委員会の議題を提案する。またそれとは別に、選挙によって選ばれた5名のメンバーと研究科長による将来問題検討委員があり、将来を見通した重要な問題について審議し、時に応じて研究科委員会に議題として提案している。

人事案件、大学院の諸行事等については、大学の各学部をはじめ教務部、学生部との調整が不可欠である。現在のところ、兼任、兼担の決定、諸行事等の日程については、両研究科とも大学全体の意向とずれを生じるなどの問題もなく処理されており、緊密な関係が維持されている。また、大学全体の運営に関しては、両研究科長が、大学評議会、学部長会の構成員として参加し、大学全体の意思を充分に反映しつつ適切に問題を処理することができている。

研究科長の選出は、それぞれの研究科ごとに、研究科長選考規程に基づいて実施される（なお、文学研究科においては、2002年度までは、研究科長選挙に関する内規によった）。大学院委員会委員は、大学院委員会規程に基づき、それぞれの研究科委員会において選挙により選出される。その他各種委員会はそれぞれ、各種委員会規程により選出されており、特に特定教員が独占的に特定業務を継続したり、逆に特定教員に過剰な負担がかかるなどの問題は生じていない。その他各種委員会は、文学研究科では各種委員会規程により選出されているが、人間生活学研究科においては、現段階ではその規模と実務の量から推して特に規程を設けて選出する必要はないと考えており、各専攻から互選で選ばれた専攻委員3名が教務、学生、入試の各委員を担当している。